

平成27年9月4日 開 会
平成27年9月17日 閉 会
平成27年9月 定例会

川南町議会議録

川南町議会事務局

平成27年第6回(9月)川南町議会定例会会期表〔14日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	9月4日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	9月5日	土	休会
第3日	9月6日	日	休会
第4日	9月7日	月	議案熟読
第5日	9月8日	火	本会議(一般質問 : 7人)
第6日	9月9日	水	本会議(議案質疑・委員会付託) 委員会
第7日	9月10日	木	本会議(議案第47号委員長報告・討論・採決) 特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計)
第8日	9月11日	金	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計)
第9日	9月12日	土	休会
第10日	9月13日	日	休会
第11日	9月14日	月	特別委員会(決算審査:一般会計・特別会計・水道事業会計) 委員会
第12日	9月15日	火	委員会
第13日	9月16日	水	委員会
第14日	9月17日	木	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (9月4日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	5
提案上程・提案理由説明(議案第31号・第32号)	5
提案上程・提案理由説明(議案第33号～第35号・39号)	6
提案上程・提案理由説明(議案第36号～第38号)	7
提案上程・提案理由説明(議案第40号～44号)	8
提案上程・提案理由説明(議案第45号・46号)	9
提案上程・提案理由説明(議案第47号)	13
提案上程・提案理由説明(認定第1号～第3号)	14
報告第5号(財政健全化判断比率及び資金不足比率について)	23
報告第6号(専決処分の報告について)	24
提案上程・提案理由説明(請願第2号～第4号)	25
閉 会	29

第2号 (9月8日)

本日の会議に付した事件	30
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	31
開 会	32
一般質問	32
1 児玉助壽	32
2 蓑原敏朗	50
3 福岡仲次	60
4 竹本 修	67
5 三原明美	78
6 安藤洋之	83
7 内藤逸子	89
閉 会	103

第3号 (9月9日)

本日の会議に付した事件	104
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	105
開 会	106
議案質疑・委員会付託(議案第 31号・第32号)	106
議案質疑・委員会付託(議案第 33号～第35号・39号)	110
議案質疑・委員会付託(議案第 36号～38号・40号～46号)	113
議案質疑・委員会付託(議案第 47号)	121
議案質疑・委員会付託(認定第 1号～第3号)	121
閉 会	128

第4号 (9月10日)

本日の会議に付した事件	129
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	130
開 会	131
委員長報告・討論・採決(議案第 47号)	131
閉 会	131

第5号 (9月17日)

本日の会議に付した事件	132
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	134
開 会	135
委員長報告・討論・採決(議案第31号～第39号)	135
委員長報告・討論・採決(議案第40号～第46号)	140
委員長報告・討論・採決(認定第 1号～第 3号)	145
請願第 2号・3号(委員長報告・討論・採決)	157
請願第 4号(継続審査)	158
発議第 3号(議案上程・提案理由説明・討論・採決)	158
発議第 4号(議案上程・提案理由説明・討論・採決)	159
議員派遣の件について	161
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	161
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	161
閉 会	161

川南町告示第107号

平成27年第6回(9月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月1日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成27年9月4日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

平成27年第6回(9月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成27年9月4日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年9月4日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(三原 明美 ・ 河野 浩一) |
| 日程第4 | 議案第 31号 川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定める
について |
| 日程第5 | 議案第 32号 川南町特定個人情報保護条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第 33号 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定
めるについて |
| 日程第7 | 議案第 34号 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例を定める
について |
| 日程第8 | 議案第 35号 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについて |
| 日程第9 | 議案第 39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の受託について |
| 日程第10 | 議案第 36号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 37号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 38号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 40号 平成27年度川南町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第 41号 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1
号) |
| 日程第15 | 議案第 42号 平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2
号) |
| 日程第16 | 議案第 43号 平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 議案第 44号 平成27年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 議案第 45号 平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第 46号 平成27年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |

日程第20	議案第 47号	平成26年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第21	認定第 1号	平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第 2号	平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第 3号	平成26年度川南町水道事業会計決算認定について
日程第24	報告第 5号	平成26年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第25	報告第 6号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
日程第26	請願第 2号	TPP交渉に関する請願
日程第27	請願第 3号	米価暴落対策の意見書を求める請願
日程第28	請願第 4号	川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

ただ今から平成27年、第6回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、定期監査及び例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から17日までの14日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、三原明美君及び河野浩一君を指名します。

日程第4、議案第31号川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例を定めるについて、日程第5、議案第32号川南町特定個人情報保護条例を定めるについて、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第31号及び議案第32号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第31号は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、総合的かつ計画的に推進することを目的として、川南町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置するために定めるものです。

次に、議案第32号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆるマイナンバー制度の実施に伴い、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として定めるも

のです。

補足説明のある議案につきましては、総務課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第32号につきまして、その補足説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）いわゆる番号法第31条において、地方公共団体は、保有する特定個人情報の保護に関する必要な措置を講ずることが義務付けされていることから、今回、この条例を定めることとしたものです。

本条例において特定個人情報とは、マイナンバー制度に係る個人番号をその内容に含む個人情報であることから、不正に用いられた場合個人の権利利益侵害の危険性が高いため、目的外利用及び提供に関し制限するとともに、本人関与の強化を規定したものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第6、議案第33号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例を定めるについて、日程第7、議案第34号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計設置条例を定めるについて、日程第8、議案第35号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例を定めるについて、日程第9、議案第39号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の受託について、以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第33号から議案第35号及び議案第39号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第33号から議案第35号につきましては、平成28年度から国営関連県営事業の完了予定の平成35年度まで、畑かん用水の暫定的水利用として畜産用水に使用する尾鈴地区畜産用水管理事業の執行のために必要な条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第39号は、尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の受託について、関係町である高鍋町と地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定めたく、同条第3項の規定において準用する第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、農地課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第33号から議案第35号及び議案第39号につきまして、そ

の補足説明を申し上げます。

国営尾鈴農業水利事業は、平成25年度で完了いたしました。現在、尾鈴農業水利事業で建設した国営パイプラインから、各ほ場に水を運ぶための末端支線等の工事を県営事業で実施しております。

この県営事業は、平成35年度末の完了を予定しておりますが、事業が完了するまでの間、使用余剰水を農業振興策として有効利用するため、暫定的に畜産用水に対して使用させて頂くよう、現在、申請の準備を進めております。今年度中には許可が得られる見込みですが、許可申請のため条例の制定が必要でありますので提案させていただきました。

それでは、議案ごとに御説明いたします。

まず、議案第33号については、第1条に同事業実施の根拠となります設置について、第2条に事業ということで給水区域、対象者について規定しております。本事業の給水区域に都農町が入っておりませんが、受益地内に畜産農家が不在のため、都農町は含めておりません。また、この事業者は、あくまでも畑かん用水の暫定水利用でございますので、組合員のみを対象者としております。

次に、議案第34号につきまして御説明いたします。

この条例は、尾鈴地区畜産用水管理事業の円滑な運営と経理の適正化を図るために特別会計を設置するために条例を定めるものです。

次に、議案第35号につきまして御説明いたします。

この条例は、全31条から成っております。尾鈴地区畜産用水管理事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、給水の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものでございます。料金は、別表のとおり、20立方メートルまでを基本料金1,000円とし、超過料金として1立方メートル当たり50円といたしました。単価につきましては、国営施設の使用料、土地改良区の施設維持管理経費、畜産用水の管理経費を積み上げて算出いたしました。

最後に議案第39号につきまして御説明いたします。

本事業は、平成28年度から取り組むこととしておりまして、各町が事業実施主体となってそれぞれ実施することも可能ですが、経済性を考慮し、事務の効率化を図るため高鍋町から事務の委託を受け、本事業を実施しようとするものであります。以上で、補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第10、議案第36号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第11、議案第37号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第38号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第36号から議案第38号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第36号は、マイナンバー制度導入に伴い発生する可能性がある個人番号通知カード及び個人番号カードを紛失等した場合の再交付手数料について、新たに追加するものでございます。

次に、議案第37号につきましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

次に、議案第38号につきましては、児童クラブに受入れ対象となる児童の学年を引き上げたことやニーズの高まりにより、受入れ児童の登録数が増加したことで、当初予定していた受入れ施設や部屋が条例で定める専用区画の面積（児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上）を確保することが難しい現状になっているところもあることから、平成32年3月31日までの間に十分な面積の確保に努めることができるように、また、1児童クラブの人数がおおむね40人以下とできるように経過措置を追加するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第37号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年度厚生労働省令第61号）の改正に伴い、乳児を4人以上入所させる保育所等に係るみなし保育士の数の算定について、今までの保健師又は看護師に加え准看護師についても、1人に限り保育士とみなすことが出来ることとなったため、川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第13、議案第40号平成27年度川南町一般会計補正予算（第二号）、日程第14、議案第41号平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）、日程第15、議案第42号平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）、日程第16、議案第43号平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第二号）、日程第17、議案第44号平成27年

度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第一号）、日程第18、議案第45号平成27年度川南町介護保険特別会計補正予算（第一号）、日程第19、議案第46号平成27年度川南町水道事業会計補正予算（第一号）以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本7議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第40号から議案第46号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第40号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億5809万1000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1503万2000円とするものでございます。それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

地方交付税は2億5355万1000円の増額、国庫支出金は895万7000円の増額で、個人番号カード交付事業581万8000円、県支出金は2633万5000円の増額で、森林整備加速化・林業再生事業1400万円、口蹄疫埋却地再生活用対策事業1008万円、寄附金はふるさと納税1億6400万円の増額、繰入金は介護保険特別会計繰入金1072万9000円の増額、繰越金は前年度繰越金1億4020万4000円の増額、諸収入は、250万円の増額で、過年度精算金220万円、町債は5181万3000円の増額で、消防債4270万円、臨時財政対策債911万3000円を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

議会費から教育費までの人件費に係る部分は、人事異動に伴う調整によるものでございます。

総務費は4億6626万1000円の増額で、財政調整基金積立金3億3076万9000円、ふるさと振興基金積立金8996万円、定住促進持家取得助成1450万円が主なものでございます。

農林水産業費は2766万2000円の増額で、口蹄疫埋却地再生活用対策事業1009万円、森林整備加速化・林業再生事業1400万円、商工費は1億1509万8000円の増額で特産品PR事業1億1500万円が主なものでございます。

土木費は822万5000円の減額をいたしました。

消防費は4560万5000円の増額で、非常備消防費の退職功労金5410万円、消防施設費の消防機庫新築・改修工事請負費3775万円、教育費は、373万2000円の増額で小学校費の学校管理費、東小学校屋内運動場防水工事請負費300万円が主なものでございます。

第2表地方債補正は、消防債及び臨時財政対策債の限度額の変更を行うものでございます。

次に、第41号につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5788万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8720万8000円とするものです。歳入につきましては、交付決定により国庫支出金2578万円、療養給付費交付金1021万8000円、前期高齢者交付金20万9000円をそれぞれ減額し、繰越金9408万7000円を計上しました。

歳出につきましては、後期高齢者支援金等54万8000円、前期高齢者納付金等5万1000円、保健事業費23万8000円、基金積立金2397万7000円、諸支出金3338万6000円をそれぞれ増額し、介護納付金32万円を減額しました。

これにより、基金積立金は、3億2397万7000円となります。

次に、議案第42号につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2917万8000円とするものでございます。

歳入では、繰越金116万8000円を計上し、一般会計繰入金36万8000円を減額するものです。

歳出では、漁業集落排水施設整備事業費80万円を増額しました。これは、浄化センター等の機器等修繕料が不足するため、増額するものでございます。

次に、議案第43号につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1631万8000円とするものでございます。

歳入では、繰越金529万9000円を計上し、一般会計繰入金474万9000円を減額するものです。

歳出では、下水道事業費55万円を増額するものです。これは、新橋地区分譲地に下水道管の布設工事を行うものでございます。

次に、議案第44号につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万5000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ487万7000円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金を41万5000円計上し、歳出では、同額を繰出金として計上しました。

次に、議案第45号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2692万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7737万3000円とするものでございます。

歳入では、支払基金交付金過年度分208万2000円、他会計繰入金41万5000円、繰越金2442万9000円を計上しました。

歳出では、介護保険準備積立基金積立金に459万円、償還金に1160万7000円、一般会計繰出金に1072万9000円を計上しました。

次に議案第46号につきましては、収益的収入第1款第1項の営業収益に33万5000円、第3項の特別利益に682万6000円を追加し、収入の総額を3億8210万7000円とするものでございます。

収益的支出では、第1款第1項の営業費用から183万5000円を減額し、支出の総額を3億7165万6000円とするものでございます。

資本的収入では、第1款第1項の負担金に159万9000円を追加し、収入の総額を160万1000円とするものでございます。

資本的支出では、第1款第1項の建設改良費から300万円を減額し、支出の総額を1億8561万3000円とするものでございます。

予算第6条に定める職員給与費5242万9000円を人事異動に伴い435万9000円を減額し、その総額を4807万円とするものでございます。

予算第7条に定める たな卸資産購入限度額を300万円減額し、466万8000円とするものでございます。

補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 議案第40号まちづくり課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。17～18ページをお願いします。

2款1項6目企画費19節負担金補助及び交付金1450万円は、定住促進持家取得助成として当初1200万円予算計上していましたが、今回、持家取得助成50万円の25件、40歳以下の加算助成10万円の20件分を追加して予算計上するものです。

次に、31～32ページをお願いします。

9款1項1目非常備消防費8節報償費541万円は、平成27年3月31日付け在籍10年以上で退職した消防団員30名の退職功労金であります。

同項2目消防施設費15節工事請負費3775万円は、第1分団第1部消防機庫改修工事、第1分団第4部消防機庫及び第2分団第7部消防機庫新築工事のための予算計上です。

同目17節公有財産購入費200万5000円は、第1分団第4部消防機庫建設予定地を土地開発基金により購入しましたので、基金に戻し入れを行うものです。

以上で、補足説明を終わります。

○町民健康課長（三角 博志君） 議案第40号町民健康課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

19～20ページをお願いします。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費は、マイナンバー制度における個人カード発行業務関連の経費を計上したものです。11節需用費及び12節役務費は、マイナンバー制度説明用冊子の印刷及び郵送料です。

18節備品購入費は、住基ネット統合端末用タッチパネル9万8000円と、個人カード専用の小型カードプリンター78万3000円で、19節負担金補助及び交付金581万8000円は、通知カードや個人番号カード関連事務の委任に係る交付金を計上しました。

以上で、補足説明を終わります。

○福祉課長（篠原 浩君） 議案第40号福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。19～20ページをお願いします。

3款、1項、1目、社会福祉総務費7節賃金75万3000円は、窓口事務補助の臨時職員1名分の賃金の計上です。21～22ページをお願いします。

3款、2項、1目、児童福祉総務費3節、職員手当等37万1000円は、子育て世帯臨時特例給付金事務に伴います時間外手当の計上です。

3款、2項、3目、保育所費7節賃金、87万円の増額は、中央保育所の1歳未満児の児童数の増加に伴う、臨時職員1名分の賃金の計上です。

以上で補足説明を終わります。

○産業推進課長（山本 博君） 議案第40号、産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。25～26ページをお願いします。

6款1項3目、農業振興費19節、負担金補助及び交付金160万円中、鳥獣被害防止総合対策推進事業補助金69万円は、猟犬位置管理システム導入費分として川南町有害鳥獣対策協議会に対し補助するものです。

地域でシカ捕獲促進事業補助金11万円は、県の内示確定を受け予算を計上しました。

環境保全型農業直接支払補助金80万円は、国の事業を活用し化学肥料低減の取り組みとセットで環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者グループに対して補助するものです。緑肥の作付け10haを予定しています。

6目畜産業費15節、工事請負費1000万円は、口蹄疫埋却地再生整備工事8箇所分を計上しました。

27～28ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金113万7000円中、宮崎県畜産共進会協賛会負担金10万円（内訳は前ページ下から2段目）は、口蹄疫復興後、西都児湯地区で初開催となる県畜産共進会を盛り上げるために先月結成されました協賛会への負担金分です。

肉用牛生産基盤強化対策事業103万7000円は、県の事業を活用し飼料生産の農作業を請け負う組織に対して補助するものです。

6款2項2目林業振興費、13節委託料100万円は、町有林敷地境界線を越え民家等に覆いかぶさった竹、雑木の伐採委託料分として予算計上しています。

19節負担金補助及び交付金1400万円は、森林整備加速化・林業再生事業として国の事業を活用し、おが粉製造機の導入に対し補助するものです。

29～30ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費、特産品PR事業1億1500万円は、ふるさと納税に関する予算を計上しています。

13節の委託料、700万円は、ふるさと納税管理システムが9月中に整備され10月から外部委託の必要がなくなるため減額するものです。

11節需用費、1億40万円、12節役務費2160万円は、これまで、委託料の中に特産品代と送料も含まれていたため10月分からの特産品代と送料の予算をそれぞれ計上するものです。

以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○教育課長（米田 政彦君） 議案第40号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。33～34ページをお願いします。

10款2項小学校費1目学校管理費13節委託料の63万3000円は各小学校の児童遊具点検の費用として、15節工事請負費は東小学校屋内運動場のサッシ周り防水工事の費用として予算計上するものです。

3項中学校費1目学校管理費11節需用費の102万5000円は、唐瀬原中学校の屋内運動場照明器具3か所が接触不良により点灯しないため、機器をLEDに取り換える費用として予算計上するものです。

5項保健体育費1目保健体育総務費14節使用料及び賃借料の90万9000円は、第3回を迎える「ロードレース大会inかわみなみ」の開会式会場用及び着替え用テント並びに簡易トイレの仮設費用として予算計上するものです。

以上で、教育課関連の補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 議案第46号につきまして、その補足説明を申し上げます。10ページをお願いします。収益的収支明細書でございます。

収益的収入、1款1項営業収益の33万5000円の計上は、3目その他営業収益で消火栓修繕負担金1か所分の計上によるものです。3項特別利益の682万6000円の計上は、2目その他特別利益で退職給付引当金減額分の計上によるものです。

収益的支出、1款1項営業費用183万5000円の減額は、2目送配水及び給水費の修繕料で4条予算に計上しておりましたメーター費の組み替え250万円の計上と、人事異動に伴う職員給与費433万5000円の減額でございます。

11ページをお願いします。資本的収支明細書でございます。

資本的収入、1款1項負担金の159万9000円の計上は、1目他会計負担金で消火栓更新負担金4か所分の計上によるものです。

資本的支出、1款1項建設改良費300円の減額は、1目固定資産購入費でメーター費の組み替えと不用額の減額でございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第20、議案第47号平成26年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について、を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第47号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、地方公営企業法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、平成26年度川南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。水道事業会計の未処分利益剰余金1億7334万6720円の処分につきましては、1億1500万円を資本金に組入れ、2800万円を減債積立金に、3034万6720円を建設改良積立金にそれぞれ積立

てるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第21、認定第1号平成26年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第2号平成26年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第3号、平成26年度川南町水道事業会計決算認定について、以上、3案件を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、3案件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 認定第1号から認定第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。本決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、その審査が終了しましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて提出し、議会の認定を求めるとでございます。

まず、一般会計につきましては、歳入の決算額86億2961万6944円、歳出の決算額 84億2975万2040円、歳入歳出差引残額 1億9986万4904円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の決算額28億6760万7416円、歳出の決算額27億2671万647円、歳入歳出差引残額 1億4089万6769円あります。

次に、漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入の決算額2565万8565円、歳出の決算額2448万8583円、歳入歳出差引残額116万9982円あります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計につきましては、歳入の決算額1168万7195円、歳出の決算額1062万634円、歳入歳出差引残額106万6561円あります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入の決算額 1億1323万7950円、歳出の決算額 1億793万7414円、歳入歳出差引残額530万536円あります。

次に、介護認定審査会特別会計につきましては、歳入の決算額481万8714円、歳出の決算額440万1934円、歳入歳出差引残額41万6780円あります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入の決算額14億4828万2722円、歳出の決算額14億2385万2315円、歳入歳出差引残額2443万407円あります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の決算額 1億5635万6774円、歳出の決算額 1億5504万8865円、歳入歳出差引残額130万7909円となりました。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収入の決算額は、3億7756万9509円、収益的支出の決算額は、2億9985万6350円、当年度純利益は、税抜き5834万6720円となりました。

次に、資本的収入の決算額は、8873万9944円、資本的支出の決算額は、3億427万5158円となりました。収入額が支出額に対して不足する額2億1553万5214円につきましては、当年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てん致しました。

一般会計の決算額の歳入のうち、最も大きな財源であります27億の地方交付税については、国の予算配分の減少により3.9%の減となりました。

一方、消費税増税に伴う地方消費税交付金、森林整備加速化・林業再生事業に伴う林業費補助金、自主財源確保として積極的な取組により年々増加傾向にあるふるさと納税、尾鈴土地改良基金繰入金が要因となり大幅な増額となりました。

景気の動向は回復の兆しがあり、町民税や太陽光発電建設による固定資産税の伸びで、町税としては3.2%の増となり、一般会計の歳入決算86億円、歳出決算84億円台で、平成25年度に比べ増額決算となりました。本町財政におきましては、多くを地方交付税に依存しており、国の施策の動向が町財政に大きく影響することは否めませんが、地方債残高は、計画的な償還により年々減少しています。

自主財源の確保はもとより、限られた財源の有効活用で効率的な町政運営に努めたところでございます。

なお、詳細につきましては、会計管理者並びに環境水道課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いいたします。

○会計課長（橋本 正夫君） 認定第1号につきまして、補足説明を申し上げます。一般会計事項別明細書の11、12ページをお願いします。歳入の1款、町税でございますが、収入済額14億6128万6857円で、収納率91.4%となります。不納欠損は、町民税159件、固定資産税253件、軽自動車税105件、合計517件 総額2243万5918円となっております。

収入未済額は、1億1517万8120円であります。17、18ページをお願いします。中段の、11款分担金及び負担金、2項、負担金、1目民生費負担金中、2節児童福祉費負担金、収入済額1億190万9748円で前年度比3.9%の増、収納率は94.9%、収入未済額は551万7220円あります。19、20ページをお願いします。下段の12款使用料及び手数料、1項使用料、3目土木使用料、3節住宅使用料、収入済額7375万5100円で前年度比2.3%の減、収納率は、99.9%、収入未済額は、6万2500円あります。

次に、63、64ページをお願いします。下段の歳入合計、収入済額は86億2961万6944円で前年度比18.5%の増であります。不納欠損額は、2243万9818円あります。収入未済額は1億7841万360円で、町税未収分1億1517万8120円が主なものでございます。次に、歳出について申し上げます。

65、66ページをお願いします。1款、議会費、支出済額は、8847万2680円で前年度比3.6%の減であります。これは、主に備品購入費の減によるものです。下段の2款、総務費、支出済額は、16億6386万3082円で、前年度比0.5%の増であります。

次に、95、96ページをお願いします。中段の3款民生費、支出済額は、23億8233万206円

で前年度比2.0%の増であります。主な要因は、社会福祉総務費の負担金補助金及び交付金の増によるものです。

次に、111、112ページをお願いします。中段の4款衛生費、支出済額は、5億657万6399円で、前年度比7.2%の増であります。主な要因は、水道管理費の投資及び出資金によるものであります。次に、123、124ページをお願いします。上段の5款労働費、支出済額は、1803万4000円で、前年度比38.8%の減であります。この要因は、一般失業対策事業費、委託料の減によるものであります。下段の6款農林水産業費の支出済額は、16億7832万1485円で前年度比157.1%の増であります。主な要因は、国営土地改良事業費の国営尾鈴土地改良事業完了に伴う負担金の繰上げ償還、また、林業振興費の森林整備加速化・林業再生事業、木質バイオマス加工・利用施設整備事業によるものです。

141、142ページをお願いします。下段の7款商工費、支出済額は、2億414万9919円で前年度比316.4%の増となっております。主な要因は、商工業振興費の特産品PR事業委託、工業用水井戸設置工事、プレミアム付商品券発行補助金などであります。次に、147、148ページをお願いします。中段の8款土木費、支出済額は、3億8268万9569円で前年度比11.1%の減であります。主な要因は、道路新設改良費の工事請負費の減によるものです。

次に、155、156ページをお願いします。中段の9款消防費、支出済額は2億8214万681円で前年度比10.9%増であります。主な要因は、消防機庫3棟分の工事請負費によるものです。次に、159、160ページをお願いします。

中段の10款教育費の支出済額は、4億5225万6357円で、前年度比3.5%の減であります。主な要因は、社会教育総務費の給料・職員手当等の減によるものです。次に、181、182ページをお願いします。11款災害復旧費、支出済額は1億1678万3586円で前年度比6,304.7%の増であります。要因は6月の集中豪雨等による災害復旧費によるものです。

次に、183、184ページをお願いします。12款公債費、支出済額は6億5413万4076円で前年度比2.7%の減であります。下段になります。歳出合計の支出済額は、84億2975万2040円で、前年度比18.5%の増であります。繰越明許費は、1億2132万8400円、不用額は1億3665万560円で、予算執行率は97.0%となっております。

次に、認定第2号につきまして、補足説明を申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計事項別明細書について申し上げます。211、212ページをお願いします。1款国民健康保険税の収入済額は、6億781万7200円、収納率は72.4%で、前年度比0.4%減となっております。その内、現年課税分は、収納率93.0%で、滞納繰越分は13.5%であります。不納欠損額は、3550万9108円で、件数は231件となっております。

収入未済額は、1億9638万3632円であります。次に、221、222ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、28億6760万7416円で、前年度比3.6%の増であります。

歳出について申し上げます。235、236ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額

は、27億2671万647円で、前年度比6.6%の増となっております。この主な要因は、一般被保険者療養給付費・一般被保険者高額療養費及び保険準備積立基金の増によるものです。不用額は、6482万9353円で予算執行率は、97.7%であります。

次に漁業集落排水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。245、246ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、2565万8565円で前年度比5.1%の減であります。この要因は、一般会計からの繰入金の減によるものです。次に、247、248ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、2448万8583円で、前年度比5.6%の減であります。この主な要因は、工事請負費の減によるものです。不用額は94万8417円で予算執行率は、96.3%であります。

次に、営農飲雑用水事業特別会計事項別明細書について申し上げます。259、260ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、1168万7195円で前年度比5.6%の増となっており、主な要因は、繰越金の増によるものです。261、262ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、1062万634円で前年度比23.5%の増で、主な要因は、修繕料の増によるものです。不用額は65万6366円で、予算執行率は94.2%であります。

次に、下水道事業特別会計事項別明細書について申し上げます。273、274ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は1億1323万7950円で、前年度比6.8%の増となっております。主な要因は、下水道使用料の増によるものです。277、278ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、1億793万7414円で、前年度比5.2%の増であります。主な要因は、需用費・役務費・委託料の増によるものです。不用額は、226万8586円で予算執行率は97.9%であります。

次に、介護認定審査会特別会計事項別明細書について申し上げます。287、288ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、481万8714円で前年度比4.6%の増となっております。289、290ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、440万1934円で前年度比3.5%の増であります。不用額は、41万7066円で、予算執行率は91.3%であります。次に、介護保険特別会計事項別明細書について申し上げます。309、310ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、14億4828万2722円で、前年度比5.4%の増で、主な要因は、国・県介護給付費負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金等の増によるものです。325、326ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は、14億2385万2315円で、前年度比7.0%の増で、主な要因は、居宅介護サービス給付費の増によるものです。不用額は、4110万7685円で予算執行率は、97.2%であります。

次に、後期高齢者医療特別会計事項別明細書について申し上げます。337、338ページをお願いします。下段の歳入合計の収入済額は、1億5635万6774円で、前年度比6.9%の増で、主な要因は後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の増によるものです。341、342ページをお願いします。下段の歳出合計の支出済額は1億5504万8865円で、前年度比7.3%の増で、

主な要因は後期高齢者広域連合納付金の増によるものです。不用額は72万135円で予算執行率は99.5%であります。決算につきましては、平成26年度川南町歳入歳出決算書の表紙の裏に目次があります。順に一般会計歳入歳出決算事項別明細書、次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書を、また特別会計歳入歳出決算については、事項別明細書の次に、実質収支に関する調書が綴ってあります。その調書に、それぞれ詳しく記載してありますので、それにより御承知をいただきたいと思っております。

なお、資料としまして決算成果表等をお手元に配布致しておりますので、よろしくお願ひ致します。以上で補足説明を終わります。

○環境水道課長（大山 幸男君） 認定第3号につきまして、補足説明を申し上げます。決算書、1～2ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入第1款、水道事業収益は、3億7756万9509円。前年度比4.9%の増となりました。

増の主な理由は、長期前受金戻入によるものです。

支出、第1款水道事業費用は、2億9985万6350円。前年度比5.3%の増となりました。増の主な理由は、減価償却費の増、資産減耗費の増、その他特別損失（賞与等引当金・退職給付引当金繰入額）の計上によるものです。次に3、4ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入は、8,873,9,944円で、前年度比1,908.88%の増となりました。増の主な理由は、西ノ別府浄水場紫外線処理設備工事に伴う一般会計からの出資金・国庫補助金によるものです。

支出、第1款資本的支出は、3億427万5158円。前年度比49.5%の増となりました。増の主な理由は、設備工事費中工事請負費の増で、西ノ別府浄水場の非常用発電機更新工事、紫外線処理設備工事によるものです。

また、欄外に記載しています資本的収入が資本的支出に対し不足する額が、2億1553万5214円となりました。この不足分を 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんいたしました。

次に、5ページをお願いします。この損益計算書は、平成26年度中に得た全ての収益と、これに対応する費用を記載した報告書であり、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、6342万898円となりました。また、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が、527万2849円となりました。以上のことから、経常利益は6869万3747円となりました。

5の特別損失は、過年度修正損、水道料金の不納欠損15万8214円と、その他特別損失、賞与等引当金繰入額・退職給付引当金繰入額1018万8813円です。

当年度の純利益は、5834万6720円となりました。その他未処分利益剰余金変動額1億1500万円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1億7334万6720円となりました。

次に6ページをお願いします。

剰余金計算書につきましては、資本制度の見直しに係る地方公営企業法等の改正に伴い、昨年度と様式が変わっております。改正前は、資本の部の利益剰余金と資本剰余金のみの記載でしたが、改正後は新たに資本金が追加となり、8ページの貸借対照表の資本の部全体の増減内訳を記載したものとなっております。左端の資本金につきましては、前年度末残高に当年度変動額の一般会計出資金の受け入れ、負債（企業債）への振替を差し引いた当年度末残高は、16億5141万8565円です。次に剰余金のうち、資本剰余金につきましては、それぞれの前年度末残高に、当年度変動額の国庫補助金・県補助金・工事負担金・受贈財産評価額の負債（長期前受金）への振替を差し引いた、資本剰余金合計 当年度末残高は、58万5480円です。次に剰余金のうち、利益剰余金の減債積立金につきましては、前年度末残高に前年度処分額の平成25年度決算認定により、未処分利益剰余金からの積み立てを加えました8600万円が処分後残高です。当年度変動額はただいまの処分後残高に、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた当年度末残高は、5600万円です。次に、建設改良積立金につきましては、前年度末残高に前年度処分額の平成25年度決算認定により、未処分利益剰余金からの積み立てを加えました1億6896万6658円が処分後残高です。当年度変動額はただいまの処分後残高に、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた当年度末残高は、8396万6658円です。

次に、未処分利益剰余金につきましては、前年度末残高に前年度処分額の平成25年度決算認定により、減債積立金へ3300万円、建設改良積立金へ3416万8142円積み立てたため、処分後残高は0円です。当年度変動額は当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額の1億7334万6720円が当年度末残高、当年度未処分利益剰余金です。減債積立金と建設改良積立金・未処分利益剰余金を合わせた利益剰余金の合計の年度末残高は、3億1331万3378円です。したがって、資本金と剰余金を合わせました資本合計の年度末残高は、表の右端、最下段ですが、19億6531万7423円です。

次に下表の平成26年度川南町水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、今議会において議決を求めています、未処分利益剰余金の処分についての計算書でございます。内訳としまして、資本金への組み入れへ1億1500万円。減債積立金へ2800万円、建設改良積立金へ3034万6720円、合計1億7334万6720円でございます。

次に7ページをお願いします。この貸借対照表は、平成27年3月31日現在、保有する全ての資産と負債及び資本を表しています。資産の部、固定資産合計21億2491万5177円。流動資産合計5億7988万3620円。固定資産と流動資産の資産合計は、27億479万8797円となります。次に8ページをお願いします。負債の部、固定負債合計3億6206万3992円流動負債合計1億3077万9841円繰延収益合計2億4663万7541円負債合計は、7億3948万1374円となります。

資本の部、資本金合計が、16億5141万8565円剰余金合計は、3億1389万8858円となります。資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計は、19億6531万7423円で、負債資本合計は、

27億479万8797円となり前ページの資産合計と一致いたします。

9ページは、注記表です。10ページから23ページは、決算付属資料として、「概況総括事項」「議会議決事項及び職員に関する事項」「工事等の明細」「業務量、事業収入等に関する事項」「重要契約の要旨」「企業債及び一時借入金等の概要」「キャッシュ・フロー計算書」「収益的収入及び支出の明細書」「資本的収支明細書」「固定資産明細書、企業債明細書」をそれぞれ記載しておりますので、それにより御承知いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。ここで、代表監査委員の審査結果の報告を求めます

○代表監査委員（谷村 裕二君） 決算審査の報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成26年度一般会計 および 特別会計7事業の各歳入歳出決算調書 並びに 財産に関する調書の審査を、平成27年8月6日から8月20日までのうち11日間、川南町水道事業会計決算調書並びに関係帳簿、諸書類の審査を、平成27年7月2日、3日、6日、7日の4日間、安藤洋之監査委員と共に実施いたしました。その結果につきましては、各会計とも歳入歳出決算及び関係書類の整備状況について適正であると認めました。詳しくは、それぞれの決算審査意見書でご報告申し上げたとおりであります。なお、主な会計の概略について千円単位で、ご報告申し上げます。

はじめに一般会計の歳入歳出についてであります。歳入調定額88億3046万7000円に対し、収入済額は86億2961万6000円で、調定額に対し97.7%の収入率であります。歳入全体の収入未済額は、1億7841万円となっております。主なものは、町税、1億1517万8000円で、内訳は、町民税5016万1000円、固定資産税9097万8000円、たばこ税403万7000円となっております。町税合計では、前年度より1693万7000円減少しています。町税の収入済額は、14億6128万6000円で、前年度より4522万9000円増加しています。

町税の不納欠損額は、517件の2243万5000円と多額になっておりますが、前年より件数で4件増加、金額で44万7000円減少しております。おのおの地方税法に基づいて処理されております。また、不納欠損処理に至るまでの滞納管理について、より一層の向上を図るよう要望いたしました。

一方、町財政収入の主要部分を占めます地方交付税につきましては、26億8745万7000円の交付がなされており、前年度より1095万5000円の減少となっております。

税の滞納管理につきましては、滞納者の動産・不動産、給与、預貯金の差押さえや、窓口納税相談、また、コンビニを窓口とした24時間収納、更には個人住民税の特別徴収制度の完全実施などに取り組むなど、対応が図られています。

26年度は徴収率が91.39%と前年度より1.26%改善され、その成果は評価できるものと思います。27年度からは、外部からの人材も登用され、税徴収への一層の意識向上およびスキル

向上が図られるものと思われます。川南町の重要な自主財源の確保に、より一層取り組むよう要望いたしました。

次に歳出についてであります。予算現額86億8773万1000円に対し、決算額84億2975万2000円であり、予算執行にあたっては、実施計画書に基づいて予算計上され、執行率97.0%と適正な執行がなされています。歳出予算において、生じた不用額は、1億3665万円で前年度より2673万5000円の増加となっております。

25年度より、不用額の計上は予算現額に対し20%以上で20万円以上が対象となりましたが、該当する節は35項目の節で3109万4000円、不用額総額の22.8%となっております。予算計画時に予備的な目的や予想が困難な場合もあると思われますが、今後、不用額等の調査の際にチェック漏れ等が起こらないよう、細心の注意を払うように指摘いたしました。

公債費につきましては、町債が臨時財政対策債2億円など、4億4320万円発行されたものの、一方では、地域総合整備事業債8074万円など、6億5413万4000円の元利金償還がなされ、前年度より1億2917万円減少しています。起債と償還の考え方は、4億円弱を起債して6億円以上償還していく方針で、町債の年度末残高は61億5964万9000円と順調に減少しております。

基金の運用につきましては、平成26年度中に3億3428万2000円の減少となっており、年度末基金残高は、48億4979万円となっております。増加の主なものは、ふるさと振興基金1億6166万2000円や、財政調整基金3億8137万1000円、などで、減少の主なものは尾鈴土地改良事業基金6億1707万3000円などであります。

26年度は、第5次長期総合計画に基づき、口蹄疫、埋却地再生活用対策事業や水道会計の老朽管更新事業を継続的に実施し、自治公民館制度移行に伴う消防関連事業や公民館活動施設の整備・改修また、斎場の広域化事業など147の項目にわたる各種施策が約18億7000円の投資額で実施されております。

もう以前であります。国の年次経済財政報告の「今後の課題」に、「地方分権の進展により、地方に関する国の関与の廃止、縮小の拡大が徐々に進み、地方公共団体の自己決定権が進展し、それとともに自己責任が問われる。」また、「住民の暮らしを担う地方公共団体は行政サービスの水準と量の検討や受益とそれに対する負担の理解が必要である。」と報告しています。現実もその通りで、急激ではありませんが進展してきています。今後、益々、地方公共団体は健全な財政を維持する経営能力の向上および地域住民への理解と信頼向上が不可欠となります。将来を見据えた展望に立ち、特に住民の理解を得るための機会を増やし、到来する未来を直視し、ことばで言うのは簡単ですが、全員で一つひとつ施策の検討、実施に向け努力して行かなければならないと考えます。

次に国民健康保険事業特別会計であります。歳入調定額30億9950万円に対し、収入済額は、28億6760万7000円収入不足額は、2億3189万2000円となっております。内訳は、収入未

済額1億9638万3000円、不納欠損額3550万9000円であります。国保税の収入済額は60億781万7000円で徴収率は72.4%、前年度比1.2%の増加となっており、徴収率の増加実績は評価できると思います。反面、国保税の滞納額も多額であり、徹底した徴収努力が求められます。

続いて、介護保険特別会計ですが、歳入調定額14億5530万9000円に対し、収入済額14億4828万2000円 収入不足額は、702万6000円となっています。内訳は、収入未済額491万7000円、不納欠損額210万8000円であります。本町の高齢化率は30.1%で前年度比1.3%の増加、要介護認定者数も前年度比11人の増加となっております。町民の健康づくり、要介護予備軍の対応など積極的な取り組みが重要であります。また、今後は介護に対応できる人材の育成・確保また、その体制づくりなども求められ、具体的な対応が必要だと考えます。

その他の特別会計も各々の決算審査意見書のとおり、適正な運営がなされていると評価します。

最後に、水道事業会計ですが、本年度の当期純利益は1億7334万6000円で前年度6716万8000円に対し、1億617万8000円の増加であります。増加の主要因は、「新地方公営企業会計制度」の施行により、「その他未処分剰余金変動額」として、1億1500万円を加えているものであり、実質の差引額は、5834万6000円となります。給水収益の減収はあったものの、営業費用の削減にも取り組んでおり、営業収益は6342万円を確保しております。

また、積年の懸案事項であります有収率につきましては、79.2%となっており、前年度より2.6%減少しております。ちなみに類似団体平均は80.6%、全国平均は90.0%であります。漏水防止対策は平成21年度より取り組んでおりますが、更に徹底した調査と修理・改修により、漏水防止に努力されるよう要望いたします。

また、昭和50年の供用開始から39年が経過し、排水管の総延長は260kmを有しており、施設・管路等も老朽化しております。今後、これらの布設替などに多額の改良工事費が見込まれることから、時系列な資金計画を立案し事業運営に対処する必要があると考えます。事業運営で重要なことは、業務純益の確保であり、その追求、継続であります。特に水道事業は、地域住民のライフラインであり永続性を伴うことから、時代を担う管理者が自覚と責任を持ち、事業の把握、分析を行い長期的展望に立ち継続的な対応を図る必要があると考えます。

以上、本町の一般会計、特別会計、トータルの歳出決算ベースで128億8281万3000円の決算審査結果の概要を申し上げます。

最後に、宮崎県の地方公共団体も厳しい現状ではありますが、地方分権進展の課題を共有し、また、各々の自覚と責任を明確にし、川南町発展のために行政、議会、町民が一体となって、ともに川南町発展のために努力して行かなければならないと考えます。以上で決算審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、審査結果の報告を終わります。日程第24、報告第5号平

成26年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、を議題とします。朗読は省略します。本案件について、提出者の報告を求めます

○町長（日高 昭彦君） 報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を「財政健全化判断比率」として定めています。本町の平成26年度決算に基づく「財政健全化判断比率」は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計に係る資金不足比率のいずれも、健全化法により早期健全化計画の策定が義務付けられる基準以下となっており、健全な財政運営を行っていることが「財政健全化判断比率」という客観的指標により判断できます。実質公債費比率については、前年度数値よりよい数値になっています。これは、計画的な地方債の運用により、償還が順調に進んでいることが大きく影響しています。今後とも、後世に過度の負債を残さない健全な財政運営に努めていきたいと思っております。

以上、本町の健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、審査を受けましたので、その意見書を付けて、御報告いたします。

○議長（川上 昇君） 以上で報告を終わります。ここで、代表監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（谷村 裕二君） 平成26年度財政健全化の審査を去る8月13日、安藤洋之監査委員と共に審査を致しました。その結果について御報告申し上げます。審査の概要でございますが、健全化の審査は、町長から提出されました健全化の判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施致しました。審査の結果につきましては、①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費率④将来負担比率の4項目であります。健全化の判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別であります。平成25年度①の実質赤字比率・②の連結実質赤字比率共にマイナスパーセントとなっており、早期健全化基準の①の実質赤字比率15.0%、②の連結実質赤字比率20.0%に対して非常に下回っているということで健全であると評価できます。③の実質公債費率は9.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、15.7%下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。④の将来負担比率もマイナス%で、将来予想される負担より資金が上回っている状況となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大幅に下回っており、健全な財政運営であると認めたところであります。是正改善を要する事項はないと評価いたしました。次に平成26年度、水道事業・営農飲雑用水事業・漁業集落排水事業・下水道事業の企業会計経営健全化審査であります。これも同

日8月13日に安藤洋之監査委員と共に監査を実施致しました。町長から提出されました資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施致しました。審査の結果につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認められました。

資料に資金不足比率の表が出ておりますが、平成26年度は、マイナスパーセントということで経営健全化基準の20パーセントを下回っております、実質的な資金不足はないということで非常に健全であると認められます。是正改善を要する事項はないと評価いたしました。以上で審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） ただ今の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。以上で報告を終わります。日程第25、報告第6号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。

朗読は省略します。本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 報告第6号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分しました和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。専決処分書にありますとおり、平成27年6月29日に本町技術員の草刈作業中に弾いた石により東小学校教諭の自家用車の左側後部の窓ガラスを破損させたもので、7月22日に和解及び損害賠償額が決定しましたものでございます。

○議長（川上 昇君） ただ今の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（林 光政君） えーと、この件はですね私は考えたんですけど、作業する前の注意とかはなかったのでしょうか。

○教育課長（米田 政彦君） ただ今の林議員のご質問にお答えします。今日のケースですが、東小学校運動場の国旗掲揚台付近を草刈り作業中ということもありまして、駐車場までの距離が10メートル以上離れておったということで、今回作業しました刈払機の激しい回転速度によってはじかれたということで、影響がないと考えていたんですが、実際には窓ガラスが割れていたという経過でございます。この件につきましても、作業中草刈り作業による破損、人体への影響、車等、建物等に対する影響を考えるよう、職員には指導したところではあります。

○議員（林 光政君） いろいろ専決でも決まっていると思うんですけども、こういう作業する時にはやっぱあのような作業もですね、周囲を見渡して注意を、十分な注意をして行っているのが私は筋じゃないかと思えます。この弁償についても、町の職員とありますが、私は何か作業する前の注意が足らなかったと私は思います。その点についてお考えを聞かせてください。

○教育課長(米田 政彦君) ただ今の林議員のご質問にお答えします。まさしく林議員のおっしゃいますとおり、作業に当たっては十分な注意が必要であったと私も考えております。以上です。

○議員(林 光政君) えーと、なぜ私はこんなことを聞くかと言いますとですね、あの、以前私はあの臨時でゴミ収集とかの作業せんに乗せていただいております。その時に運転手は上からの命令ではなくて、交代で運転をしておりました。町の車をですね。で、事故した場合とか車に傷つけた時なんかは、これはあの自己負担で払っておりました経験があります。そういうことをちょっと考えた時にですね、例え4万そこそこのお金であっても、やっぱあのもうちょっと慎重に、あー、良いが払うがじゃなくてですね、その点のところも十分に注意していただいて、あの作業にあたっていただきたいと私はそう思います。このお金がどんな風にして支払われたのかわかりませんが、もし右から左へ、ハイっていう形で出しておられるのならちょっとおかしいんじゃないかと私は思っていましたので質問をいたしました。

○教育課長(米田 政彦君) この支払につきましては、川南町が加入しております全国町村会総合賠償保障保険によりまして、川南町に非がある場合について、その金額を代わって保険会社が支払うということになっておりますので、おっしゃるように川南町職員の注意は当然必要になって来る訳なんですけど、保険会社からお支払いをしていただいたということになっております。

○議長(川上 昇君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。以上で、報告を終わります。日程第26、請願第2号T P P交渉に関する請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(吉田 喜久吉君) T P P交渉に関する請願、2015年8月31日、議会議長殿、請願団体宮崎県農民組合連合会、代表者会長 落合幹雄 住所、宮崎県宮崎市大字大瀬町5983-1。紹介議員 内藤逸子。請願趣旨、7月28日からハワイで開催されたT P P閣僚会合は、大枠合意に至らずに閉幕しました。日米両政府は、T P P全体の妥結を担っており、今後の交渉の行方は不透明です。一方で日米2国間協議は大きく進展し、米国産米・豪州産米合わせての8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%まで引き下げ、豚肉の関税1キロあたり最大482円から10年後に50円前後まで引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の輸入拡大につながる措置を検討など農産品重要5品目すべてで、日本側の譲歩が報道されています。いずれも米や牛・豚肉などを重要品目として「除外又は再協議」を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案を公表し、ただちに撤回すべきです。一方で、米国議会に出されたT P A法案は、従来のT P A法案と違って、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り

込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい「為替条項」も含まれています。国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、T P P交渉からの撤退を決断するしかありません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。請願項目、1、日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する合意は撤回すること。2、T P P交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。

○議長(川上 昇君) ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) T P P交渉に関する請願について、説明します。すでに新聞報道等でご承知と思いますが、国民が交渉の具体的内容を知りたいと望んでいるにもかかわらず、これに全く応えようとしない政府の姿勢です。国連の人権問題専門家がT P P協定は「人権の保護と促進に逆行」と懸念を示すとともに交渉の秘密性を問題にしています。請願項目の1、日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する合意は撤回すること。2、T P P交渉に関する国会決議を尊重し、守れない場合は、交渉から撤退することを、意見書として政府関係機関へ提出することを求めます。よろしくお願いします。

○議長(川上 昇君) 以上で説明を終わります。本請願の取扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、文教産業常任委員会に付託します。日程第27、請願第3号米価暴落対策の意見書を求める請願を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(吉田 喜久吉君) 米価暴落対策を求める意見書 2015年8月31日、議会議長殿、請願団体宮崎県農民組合連合会、代表者会長 落合幹雄 住所、宮崎県宮崎市大字大瀬町5983-1。紹介議員 内藤逸子。

請願趣旨、5月まで下がり続けた26年産米の相対価格は、6月度は若干上がったものの、農家手取りは8,000円代の水準で、労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格です。その原因は6月末の民間在庫が230万トンと昨年よりも10万トンも多いなど、過剰基調にあることは明らかです。そして、2015年産の早場米のJ A概算金は昨年より300円から1,200円の値上げにとどまっています。こんな価格ではどんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補てん交付金」を廃止したために、稲作農家に二重、三重に経営困難をもたらしています。そして、重大なのは現状のまま推移すれば、昨秋の二の舞になりかねない状況にあることです。政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給については「市場任せ」を公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。さらに政府の2018年産米からの生産調整廃止方

針により、需給と価格をいっそう不安定なものになろうとしています。こうした状況の中で、国内では主食用米から40万トンもエサ米に転換し、需給の安定に努力しています。にもかかわらず、TPP交渉において、米国産米・豪州産米の特別輸入枠が合意されているとの報道もあり、事実とすれば米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ません。いまこそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められています。

ついては、下記の事項の実現を求める意見書を政府、関係機関に提出することを求めます。請願事項、1、価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離など、明確な出口対策を実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること。2、米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止の撤回、生産意欲の持てる飼料用米等への助成金水準の引き上げなど、農家の経営安定対策をとること。3、2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。4、TPP交渉における米国産米、豪州産米の輸入特別枠の合意をただちに撤回すること。

○議長（川上 昇君） ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 米価暴落対策の意見書を求める請願について、説明します。請願書の内容のとおりですが、今年の川南町内の米について、収穫の喜びが米農家の皆さんから聞かれたでしょうか。天候不順で病気、雑草対策がうまくいかず「ひえ」が大量に稲を覆っていました。収量も激減です。米つくりを今年限りで止めるとの声も聞きます。日本の主食である「米」を守ってほしいです。農家の不安は、コスト割れとなる低米価です。農家は「これではやっていけない。後継者ができない」と言っています。米価暴落対策の意見書をどうか出してください。お願いします。

○議長（川上 昇君） 以上で説明を終わります。本請願の取扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い、文教産業常任委員会に付託します。日程第28、請願第4号川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書を議題とします。議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（吉田 喜久吉君） 平成27年8月27日、紹介議員内藤逸子 川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願書 請願者住所、宮崎県宮崎市佐土原町下田島987、氏名青木幸雄。川南町議会議長 川上昇様。川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願。1、請願の趣旨、九州電力株式会社に対して、川内原発再稼働についての公開住民説明会を、2号機の再稼働前に川南町で開催することを求める決議を行ってください。2、請願の理由、2011年3月11日の福島第一原発事故から、もう4年半が過ぎます。しかし今もなお、約11万人もの人々がふる里を追われたままです。事故現場では被ばくを重ねながらの収束作業にもかかわらず、汚染水問題は解決せず、溶け落ちた核燃料もどこにある

か分からず、事故原因もはっきりしていません。川内原発第1号再稼働直前の各種世論調査では、再稼働反対は約6割に及んでいました。それにもかかわらず、九州電力株式会社は、規制基準「適合」として、川内原発1号機を8月11日に起動させました。その時から再び、過酷事故という巨大リスクをかかえながら、行き場のない使用済み核燃料を生み出し始めました。九州電力株式会社は、2号機も10月中旬には再稼働させるとしています。しかし、規制委員長から「基準の適合性は見えていますけれども、安全だということは私は申し上げません」と述べてきたように、安全性が担保されているわけではありません。地震学者や火山学者からは意義や批判が相次ぎ、肝心の30km圏内自治体作成の「避難計画」すら、実行性に疑問符がついたままです。ましてや、宮崎県では「地震防災計画」の中に、「原子力災害対策編」に設けられただけで、県民は全く無防備状態です。宮崎県が川内原発の東側に位置し、風下になりやすいことは、中国から飛んでくる黄砂やPM2.5、また過去の桜島の火山灰などを考えれば、容易に想像できます。10月中旬に再稼働させるとする2号機は、特に原発の重要機器のひとつである蒸気発生器の問題があります。蒸気発生器は川内原発と同じ加圧水型原発のアキレス腱と言われてきました。運転開始後30年となる2号機は、信頼性向上のためとして平成26年度に新しいものに取り替えることになっていましたが、交換しないままの再稼働となるのです。蒸気発生器内の細管破断は、原子炉空焚きに発展する重大事故になりかねないのです。安全性を軽視し、経済性優先・再稼働ありきの姿勢ではないでしょうか。川内原発での重大事故では、宮崎県は大被害を受けかねないのです。福島第一原発事故当時、内閣府の原子力委員長が示した不測事態のシナリオ（通称：最悪のシナリオ）では、最大非難区域は半径250kmでした。福島事故は、あれでも最悪の最悪は逃れたのです。川内原発から県境まで最短約54km、宮崎市中心部までが約120km、川南町中心部まで約136km、最遠の県北でも約190kmしかありません。原発事故では、最悪、被ばくのリスクにさらされながら、ふるりに帰れない一方通行の避難となります。中でも、放射能の影響を受けやすい子どもや妊産婦、また「要援護者」の不安は想像に難くありません。その他、家畜の問題や飲み水の問題などたくさんの問題が生じます。よって、九州電力株式会社の社会的説明責任として、川内原発2号機の再稼働前に、川南町で公開住民説明会を開催することを求める決議を行ってください。尚、決議文（案）を添付します。

○議長（川上 昇君） ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 川内原発再稼働について公開住民説明会を求める請願について、補足説明をします。規制基準「適合」として、川内原発が8月11日起動されました。活断層、地震動、巨大カルデラ噴火、炉心熔融対策など重要問題が積み残されたままです。その上、事故時の避難計画は審査対象にすらなっていません。「適合」と言っても、事故が起こらない保障ではありません。川内原発は、宮崎県境まで最短54km、川南町の中心部まで約136km。

大飯原発差止め判決では、原発から250km圏内の住民に「具体的な危険性があり人格権が侵害される」としました。九州電力株式会社に対して、川内原発再稼働についての公開住民説明会を、2号機の再稼働前に川南町で開催することを求める決議についての説明とします。

○議長（川上 昇君） 以上で説明を終わります。本請願の取扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れ様でした。

午前11時13分閉会
